

平成20年度「男女平等参画基本計画(第2次)」施策別実施状況

番号	基本目標	推進の方向	施策の内容	20年度実施状況	平成21年度実施及び予定	担当部署
1	I. 男女平等参画の意識改革	1. 男女平等参画の啓発の推進	広報・啓発活動の推進 (1) 広報誌・情報誌等による広報活動の推進 市民や団体等に男女平等参画の理解を深めてもらうために、広報誌や情報誌、またインターネットの活用など、多様な媒体を用いて啓発活動を行います。	① 広報とまこまいと市ホームページによる情報発信 毎月1回発行の広報紙に行事・情報等を随時掲載、HPIに行事・情報等を随時掲載 (広報とまこまい2月号に基本計画策定の特集記事を掲載) ② 苫小牧市男女平等参画情報誌「ふりーむ」の発行 平成21年3月2,000部発行 各施設に配布、ホームページに掲載	継続	① 総合政策部 (秘書室秘書広報課) ② 市民生活部 (男女平等参画課)
2	I. 男女平等参画の意識改革	1. 男女平等参画の啓発の推進	広報・啓発活動の推進 (2) 学習会・講演会等による啓発活動の推進 さまざまな課題を取り上げた学習会や講演会等を開催し啓発活動を行います。	① 男女平等参画講座の開催 「STOP DV!」1月参加者21人 「認知症の基礎知識」2月参加者42人 「子育てコーチング～幼児」3月参加者延べ23人 「子育てコーチング～小学生」3月参加者15人 ② 女性の人権講演会の開催 「配偶者・恋人からの暴力」3月参加者49人	継続	市民生活部 (男女平等参画課)
3	I. 男女平等参画の意識改革	1. 男女平等参画の啓発の推進	広報・啓発活動の推進 (3) ジェンダーの視点による社会制度・慣行の見直しの啓発 性差別や性別による固定的役割分担、偏見等につながる場合があるジェンダーを意識することにより、社会制度や慣行が見直しされるよう、社会的醸成を図ります。	・女性の人権講演会の開催 「配偶者・恋人からの暴力～なぜ男は暴力を選ぶのか～」3月参加者49人	継続	市民生活部 (男女平等参画課)
4	I. 男女平等参画の意識改革	1. 男女平等参画の啓発の推進	広報・啓発活動の推進 (4) 学習団体育成、活動団体の支援 市民が主体となって行う男女平等参画にかかる学習や推進活動を支援します。	① 苫小牧市女性団体学習活動援助事業 4団体6回の学習会に援助80,000円参加者延べ118人 ② 苫小牧男女平等参画推進協議会支援 フォーラム開催経費他補助金20万円を助成 国立女性教育会館主催のフォーラムに2人を研修派遣 女性センター内に事務室を提供・その他部屋使用料を免除し、支援 ③ 苫小牧市婦人団体連絡協議会支援 1) 研修活動費補助金324,900円助成 2) 「女性の集い」共催 3) 「苫小牧市民塾」共催(2回) 4) 女性センター内に事務室を提供・その他部屋使用料を免除し、支援	継続	①②③④ 市民生活部 (男女平等参画課) ③ 1) 2) 3) スポーツ生涯学習部 (生涯学習推進課)

番号	基本目標	推進の方向	施策の内容		20年度実施状況	平成21年度 実施及び予定	担当部署
5	I. 男女平等参画の意識改革	1. 男女平等参画の啓発の推進	広報・啓発活動の推進	(5)男女平等参画宣言 男女平等参画社会の実現に向けて気運の醸成を図るための男女平等参画宣言を検討します。	・宣言を行っている他都市の状況を調査	継続	市民生活部 (男女平等参画課)
6	I. 男女平等参画の意識改革	1. 男女平等参画の啓発の推進	情報収集・提供の充実	(1)男女平等参画関連の情報収集と提供 女性センターを中心に、男女平等参画に関する法律・制度の図書資料や関連情報の収集と提供に努めます。	・女性センター図書資料室の充実 図書資料購入、他機関からの情報収集	継続	市民生活部 (男女平等参画課)
7	I. 男女平等参画の意識改革	1. 男女平等参画の啓発の推進	情報収集・提供の充実	(2)各種調査の充実 男女平等参画に関わる各種調査の充実に努めます。	①男女平等参画に関する市民意識調査 (19年2月実施後)20年度は実施なし ②苫小牧市労働基本調査 毎年10月1日、常用労働者10人～500人未満を雇用している事業所を対象に労働基本調査を実施し、結果をホームページに掲載	①実施なし(24年度を目途に実施予定) ②継続	①市民生活部 (男女平等参画課) ②産業経済部 (企画立地推進室 工業労政課)
8	I. 男女平等参画の意識改革	1. 男女平等参画の啓発の推進	男女平等参画に関わる諸問題の相談体制の充実	相談・苦情処理 男女平等参画に関わる相談や、市が行う男女平等参画に関する施策に対する苦情、男女平等参画を阻害するおそれのある問題に関する申出に対し、関係機関と連携し適切な対処に努めるとともに、申出制度の周知を図ります。	①女性弁護士による女性のための法律相談 年2回(6、11月)開催 ②男女平等参画に関する苦情申出制度 申出0件	①年3回(6、11、3月)に増 ②今後、ホームページ・情報誌等で制度の周知を図っていく	市民生活部 (男女平等参画課)
9	I. 男女平等参画の意識改革	2. 男女平等参画の視点に立った教育の推進	学校教育の推進	(1)人権尊重や男女平等教育の推進 人権の尊重や男女平等、相互理解・協力についての指導の充実を図ります。また、多様な選択が可能となるよう性別にとらわれず個々の能力や個性の伸長ををを図る教育を推進します。	・「道徳」や「特別活動」における男女平等・相互理解教育の推進 人権尊重や男女平等、相互理解・協力に係る価値項目の指導充実 小学校:尊敬感謝、個性伸長、公正公平・正義、権利義務、生命尊重、友情 中学校:男女の理解・尊重、正義、公正・公平、遵法の精神、権利・義務、生命尊重、人間愛	継続	学校教育部 (指導室)
10	I. 男女平等参画の意識改革	2. 男女平等参画の視点に立った教育の推進	学校教育の推進	(2)家庭科教育の推進 男女が共に家庭責任を担うため家庭科教育の充実を図ります。	・家庭科教育の実施 小学校:家庭の仕事や生活時間の使い方などに関する実践的・体験的な学習活動の充実 中学校:幼児との触れ合いや家族・家庭に関する実践的・体験的な学習活動の充実	継続	学校教育部 (指導室)

番号	基本目標	推進の方向	施策の内容	20年度実施状況	平成21年度実施及び予定	担当部署
11	I. 男女平等参画の意識改革	2. 男女平等参画の視点に立った教育の推進	学校教育の推進 (3)いじめやセクシュアル・ハラスメントの根絶 学校内でのいじめやセクシュアル・ハラスメントの根絶に向けて家庭や地域、関係機関との連携を強めます。	・いじめ問題等対策協議会の開催 年2回開催 議題 「いじめの状況等報告」 「いじめ問題の根絶に向けての対策」	継続	学校教育部 (指導室)
12	I. 男女平等参画の意識改革	2. 男女平等参画の視点に立った教育の推進	学校教育の推進 (4)教材等への配慮 道徳や特別活動の時間などにおいて、教材や題材に配慮し男女平等の考え方に立った指導を行います。	・教材や題材に配慮した「道徳」や「特別活動」の指導 道徳 副読本、心のノートの効果的活用 魅力的な教材の開発 特別活動 望ましい人間関係を形成する力を養う活動の充実工夫	継続	学校教育部 (指導室)
13	I. 男女平等参画の意識改革	2. 男女平等参画の視点に立った教育の推進	学校教育の推進 (5)学校関係者の意識の高揚 学校教育に携わる教職員や関係者が、男女平等参画の視点に立った教育を進められるよう意識の高揚を図ります。	・職員研修の実施 「市教育研究所研修講座」 生徒指導:1回26人受講 道徳教育:1回22人受講 性教育:1回26人受講 国際理解教育:1回27人受講 不登校問題研修会:1回39人受講	継続	学校教育部 (指導室)
14	I. 男女平等参画の意識改革	2. 男女平等参画の視点に立った教育の推進	家庭教育の推進 (1)家庭教育に関する学習機会の充実 社会の慣習や慣行にとらわれず「個」を認め合う家庭教育が行われ、健全な家庭を築くよう母親父親に対する学習機会と情報提供の充実に努めます。	父親・母親家庭教育学習会 年3回 家庭教育資料の作成 随時 家庭教育講演会 地域懇談会 家庭教育相談事業 随時 「家庭教育だより」の発行 月1回 「道民家庭の日」啓発(ポスター等配布)	継続	スポーツ生涯学習部 (青少年課)
15	I. 男女平等参画の意識改革	2. 男女平等参画の視点に立った教育の推進	家庭教育の推進 (2)家庭教育を担う意識の醸成と学習機会の充実 家事・育児・介護などを家庭責任を男女が共に担う意識の醸成を図り、特に男性の家庭管理能力を高める学習機会の充実に努めます。	・家庭生活に関する講座の開催 男性を対象にした料理講座(男のキッチン) 前期・後期8回コース×2回開催(受講者45人延べ334人)	継続	市民生活部 (男女平等参画課)

番号	基本目標	推進の方向	施策の内容	20年度実施状況	平成21年度実施及び予定	担当部署
16	I. 男女平等参画の意識改革	2. 男女平等参画の視点に立った教育の推進	生涯学習の推進 (1)学習機会の充実と多様なプログラムの提供 生涯各期の市民の学習ニーズに対応する学習機会の充実と、多様なプログラムの提供に努めます。	①生涯学習施設における講座・教室の開催 1)女性センター前期・後期・時期的講座開催(36講座受講者延べ2,846人) 2)定期的に活動するサークルに対する優先使用の支援 3)15歳以上35歳以下の勤労青少年を対象に26種49講座開催(受講者:男性164人、女性2,588人、合計2,752人) 3)文化交流センター講座の開催(31講座 受講者:男性97人女性433人合計530人) 4)各施設の「講座・教室」実施状況とりまとめ(10月・3月) ②出前講座の実施 各部署で行う「出前講座」をとりまとめし、市民へ情報提供(3月末全戸配布)・PR(随時、公共施設へちらし配布)	継続	①1)市民生活部(女性センター) ①2)市民生活部(各コミュニティセンター) ①3)スポーツ生涯学習部(勤労青少年ホーム) ①4)スポーツ生涯学習部(文化交流センター) ①4)② スポーツ生涯学習部(生涯学習推進課)
17	I. 男女平等参画の意識改革	2. 男女平等参画の視点に立った教育の推進	生涯学習の推進 (2)公共施設の連携や関係機関の協力 生涯学習を実施する公共施設相互の連携を図り、高等教育機関・民間団体等の協力を得ながら学習機会・内容の充実を図ります。	①大学等高等教育機関・道民カレッジ等の学習情報提供 ・苦駒大、高専主催の市民向け講座案内、大学図書館利用案内のPR協力 ・道民カレッジ情報の提供 ・NPOや関係団体主催の市民向け学習会等のPR協力 ②生涯学習事業担当者会議の開催 生涯学習関係部署・施設の事業担当職員会議を開催(5月・1月)	継続	スポーツ生涯学習部(生涯学習推進課)
18	I. 男女平等参画の意識改革	2. 男女平等参画の視点に立った教育の推進	生涯学習の推進 (3)女性団体等の育成と社会参画につながる学習機会の充実 女性団体等が行う学習活動を支援します。また、生涯学習を通じて身につけた知識や技術を社会に還元できる学習機会の充実に努めます。	①「女性のエンパワーメント講座」開催 テーマ:コミュニケーションスキルを学ぼう〜リスニングとアサーティブネス (11・12月)参加者40人延べ80人 ②婦人団体連絡協議会との共催による「市民塾」開催 (7月・9月の2回)参加者7月79人、9月166人 ③サークル活動支援 1)女性センターサークル協議会の活動を支援(女性センターフェスティバルの開催) 2)定期的に活動するサークルに対し優先使用の支援 3)市民へのサークル活動紹介(随時)	継続	①③1)2) 市民生活部(男女平等参画課) ②③3) スポーツ生涯学習部(生涯学習推進課)
19	I. 男女平等参画の意識改革	2. 男女平等参画の視点に立った教育の推進	生涯学習の推進 (4)学習施設の拡充・整備 市民の多様な学習活動のため、学習施設の拡充・整備に努めます。	・教育・文化活動学校開放事業 西小学校の専用教室を市民の生涯学習活動に開放 48団体、トータル11,933人が利用	継続	スポーツ生涯学習部(生涯学習推進課)

番号	基本目標	推進の方向	施策の内容	20年度実施状況	平成21年度実施及び予定	担当部署
20	I. 男女平等参画の意識改革	2. 男女平等参画の視点に立った教育の推進	生涯学習の推進 (5)生涯学習情報の一元化と相談体制の充実 生涯学習について、市民が情報を取得しやすいように情報の一元化を図ります。また、生涯学習に関する相談体制の充実に努めます。	①生涯学習だよりの発行 7月・3月の2回作成発行し、市内81,000世帯全戸配布、HP掲載 ②サークルガイド作成 7月作成発行し、市内公共施設等に設置、HP掲載 ③生涯学習推進アドバイザーの配置 2名配置し、市民への情報提供・学習相談に対応	継続	スポーツ生涯学習部 (生涯学習推進課)
21	I. 男女平等参画の意識改革	2. 男女平等参画の視点に立った教育の推進	生涯学習の推進 (6)学習資料の収集・提供 男女平等参画に関する学習資料の収集・提供に努めます。	①学習ビデオの貸し出し ②男女平等参画に関する新刊図書の購入(情報誌・ホームページでPR) ③他市・他機関からの資料収集、提供	継続	市民生活部 (男女平等参画課)
22	I. 男女平等参画の意識改革	3. 性の尊重など男女の人権についての認識の浸透	性の尊重についての意識の啓発 (1)学校における性教育の充実 人間尊重と男女平等の精神に基づき、子どもが成長段階に応じ性に関する知識を身につけ、適切な意思決定や行動選択ができるよう指導の充実に努めます。	・教科、道徳、特別活動における性教育の実施 ・外部講師の活用 講演会:4中学校 いのちの授業:全小中学校	継続	学校教育部 (指導室)
23	I. 男女平等参画の意識改革	3. 性の尊重など男女の人権についての認識の浸透	性の尊重についての意識の啓発 (2)性の尊重や母性保護への理解 性の尊重や母性保護に対する理解を深めるための学習機会の充実や広報・啓発に努めます。	・性教育協議会への参加 補助金として427,500円助成 性教育講演会、セミナーの開催	継続	保健福祉部 (子育て・健康支援室 健康支援課)
24	I. 男女平等参画の意識改革	3. 性の尊重など男女の人権についての認識の浸透	性の尊重についての意識の啓発 (3)青少年への有害環境の浄化 有害環境排除モニターを中心に、性や暴力等に関する過激な情報に関し、危険箇所の点検を実施し排除に努めます。また、児童・生徒を性犯罪等から守るための運動の推進に努めます。	①広報誌発行事業「育てよう青少年を健やかに」(年1回全戸配布)、「指導センターだよりの」(小中高、関係機関に年3回)の発行 ②学校における喫煙・飲酒・薬物乱用防止等の教育・啓発活動 ③「子どもを守り心を育てる強調月間」の取り組み(7月12日(土)900名参加) ④非行の未然防止・早期発見・早期支援のための巡回活動(市内3地区、1,458回巡回) ⑤関係団体との情報交換(年2~3回) ⑥「子どもSOSの家」普及活動、「子どもSOSカー運動」(市内協力者6,233件)	継続	スポーツ生涯学習部 (青少年課)
25	I. 男女平等参画の意識改革	3. 性の尊重など男女の人権についての認識の浸透	性の尊重についての意識の啓発 (4)リプロダクティブ・ヘルス/ライツの意識の浸透 女性の権利の視点からリプロダクティブ・ヘルス/ライツの意識の浸透を図ります。	・他機関からの資料収集、提供	継続	市民生活部 保健福祉部

番号	基本目標	推進の方向	施策の内容	20年度実施状況	平成21年度実施及び予定	担当部署
26	I. 男女平等参画の意識改革	3. 性の尊重など男女の人権についての認識の浸透	メディアにおける男女平等参画の視点に立った表現の啓発 (1)市の広報・出版物等における適切な表現の配慮 市が発行する広報誌や出版物等において、情報を得る対象は男女であることを念頭におき、固定観念にとらわれない表現をするよう努めます。	・「男女平等参画の視点からの公的広報の手引き」(北海道発行)の活用	継続	関係部
27	I. 男女平等参画の意識改革	3. 性の尊重など男女の人権についての認識の浸透	メディアにおける男女平等参画の視点に立った表現の啓発 (2)人権を尊重したメディア表現の啓発・普及 メディアにおける表現が、男女平等参画の視点に配慮され、暴力や性差別、性の商品化を助長する表現にならないよう啓発に努めます。	・他機関からの資料収集、提供	継続	市民生活部 (男女平等参画課)
28	I. 男女平等参画の意識改革	3. 性の尊重など男女の人権についての認識の浸透	女性に対するあらゆる暴力の根絶 (1)女性に対する暴力に関する広報活動と関係法の周知 女性に対するあらゆる暴力が犯罪であるという社会的認識の徹底を図るため、積極的に広報活動を行い、配偶者暴力防止法などの法律の周知に努めます。	①民間シェルターとの共催による「女性の人権講演会」の開催 テーマ:「配偶者・恋人からの暴力～なぜ男は暴力を選ぶのか～」3月参加者49人 ②DVをテーマにした講座の開催 テーマ:「STOP DV!」1月参加者21人	継続	市民生活部 (男女平等参画課)
29	I. 男女平等参画の意識改革	3. 性の尊重など男女の人権についての認識の浸透	女性に対するあらゆる暴力の根絶 (2)民間シェルター支援 ドメスティック・バイオレンス等の被害女性の保護や自立支援を行う民間シェルターを運営する団体に対し、財政支援を行い、連携しながら被害者支援の充実を図ります。	①民間シェルターへの財政支援 運営費補助金として50万円助成 女性センター部屋使用料の免除 ②北海道、民間シェルター・苫小牧市共催の「DVサポーター養成講座」の開催 20年9、10月計3回開催 参加者17人延べ46人サポーター登録者3人 (平成19年度からの3カ年計画)	①継続(21年度運営費補助金として70万円に増額) ②実施 (3ヶ年計画21年度で終了予定)サポーター登録者3カ年で26人	市民生活部 (男女平等参画課)
30	I. 男女平等参画の意識改革	3. 性の尊重など男女の人権についての認識の浸透	女性に対するあらゆる暴力の根絶 (3)セクシュアル・ハラスメントなどの根絶 セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為、売買春など、女性の人権を侵す行為の根絶に向けて、関係機関と連携し予防のための啓発に努めます。	①「セクシュアル・ハラスメントをなくすために」の配布 ②関係機関からの資料収集、提供	継続	市民生活部 (男女平等参画課) 保健福祉部
31	I. 男女平等参画の意識改革	3. 性の尊重など男女の人権についての認識の浸透	女性に対するあらゆる暴力の根絶 (4)女性の人権に関する情報収集・提供 女性に対する暴力など女性の人権に関し、関係機関からの情報収集と提供に努めます。	①女性の人権に関する図書やビデオ等の貸出し ②関係機関からの女性の人権に関する情報を収集、提供	継続	市民生活部 (男女平等参画課)

番号	基本目標	推進の方向	施策の内容	20年度実施状況	平成21年度実施及び予定	担当部署							
32	I. 男女平等参画の意識改革	3. 性の尊重など男女の人権についての認識の浸透	ドメスティック・バイオレンス被害者への支援体制の充実	(1)専門相談員による相談体制の充実 相談窓口の周知に努め、相談者に対して専門の相談員が助言・指導を行うなど相談体制の充実を図ります。	①専用相談電話の設置 ②女性相談員の配置	継続	保健福祉部 (子育て・健康支援室 子育て支援課)						
33	I. 男女平等参画の意識改革	3. 性の尊重など男女の人権についての認識の浸透	ドメスティック・バイオレンス被害者への支援体制の充実	(2)関係機関と連携した被害者支援 警察、民間シェルターなど関係機関と連携し、被害者の保護支援に努めます。	「胆振管内配偶者暴力相談支援連絡調整会議」に参加(1回)	継続	市民生活部 (男女平等参画課) 保健福祉部 (子育て・健康支援室 子育て支援課)						
34	I. 男女平等参画の意識改革	3. 性の尊重など男女の人権についての認識の浸透	ドメスティック・バイオレンス被害者への支援体制の充実	(3)相談における2次被害の防止の徹底 市の関係部署において窓口担当者が被害者に対応するときは、被害者に2次被害が生じないように配慮に努めます。	①「配偶者からの暴力の被害者対応の手引き」の活用 ②配偶者からの暴力被害者にかかる連絡会議の実施 20年12月 民間シェルターと関係する担当課で意見交換の場を設け、窓口における相談や各種手続き等に対し被害者支援・保護の理解を深めた ③定例校長会議の場でDVに対する理解と協力を依頼 21年9月 定例校長会議の場で、民間シェルターに対しDV対応について発表の場を設け、学校管理者に対しDVに対する理解と協力を依頼	①継続 ②21年度中に開催予定	関係部						
35	II. あらゆる分野への男女平等参画の推進	1. 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	審議会等への女性の参画の推進	(1)審議会等への女性の参画促進 市が設置する審議会・委員会等の女性委員の割合については、段階的に目標を立て達成していきます。 <table border="1" data-bbox="481 1061 974 1173"> <tr> <td>市の審議会等の</td> <td>平成24年度まで</td> <td>平成29年度まで</td> </tr> <tr> <td>女性委員の割合</td> <td>30%</td> <td>35%</td> </tr> </table>	市の審議会等の	平成24年度まで	平成29年度まで	女性委員の割合	30%	35%	・各種審議会・委員会等の運営事業 H20.4.1現在 総委員数649人のうち女性163人(25.1%) H19.10.1「苫小牧市附属機関等の委員の選任に関する要綱」を規定 《第3条3項》 女性委員の比率が市全体で30%以上になるようにすること	H21.4.1現在 総委員数658人のうち女性168人(25.5%)	関係部
市の審議会等の	平成24年度まで	平成29年度まで											
女性委員の割合	30%	35%											
36	II. あらゆる分野への男女平等参画の推進	1. 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	審議会等への女性の参画の推進	(2)団体への女性委員の要請 審議会等に委員を推薦している団体に対し、委員の男女の構成を配慮し必要に応じて女性委員の推薦を要請します。	・各種審議会・委員会等の運営事業	継続	関係部						

番号	基本目標	推進の方向	施策の内容	20年度実施状況	平成21年度実施及び予定	担当部署
37	Ⅱ. あらゆる分野への男女平等参画の推進	1. 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	審議会等への女性の参画の推進 (3)公募制の促進、重複登用の制限 女性委員の登用を図る方法として、委員の選出には原則として公募制を取り入れます。また、さまざまな審議会の性質を考慮し、同一人の重複登用を制限し、適切な人材登用を図ります。	・各種審議会・委員会等の運営事業 H19.10.1「苫小牧市附属機関等の委員の選任に関する要綱」を規定 《第3条2項》 附属機関等の設置目的、所掌事項等を勘案した上で、公募により選任する委員の比率を高めるよう努めること。 《第3条6項》 同一の附属機関において同一人を再任する場合は、原則として、その在任期間が引き続き10年を超えないこと。 《第3条7項》 同一人を複数の附属機関等に重複して選任しようとする場合は、原則として4機関までとすること。	継続	関係部
38	Ⅱ. あらゆる分野への男女平等参画の推進	1. 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	市女性職員の登用促進及び職域拡大 市女性職員の採用、職域拡大、管理職への登用促進を図り、行政における女性の参画を促進します。	①人事異動 H20.4.1現在(一般行政職)管理職総数164人のうち女性7人(4.3%) ②民間企業等経験者採用試験 H20民間経験者採用:6人のうち女性1人 ③新採用試験 H20新採用:28人のうち女性15人	①H21.4.1(一般行政職)管理職総数156人のうち女性9人(5.8%) ②H21社会人採用:21人のうち女性4人 ③H21新採用:24人のうち女性12人	総務部 (人事研修課)
39	Ⅱ. あらゆる分野への男女平等参画の推進	1. 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	企業や団体等における女性の参画促進 企業や団体等において、方針決定過程への女性の参画が促進されるようさまざまな機会をとらえ、関係機関と連携を図り情報の提供等を行い啓発に努めます。	・企業等への広報啓発 広報ポスター・パンフレットを掲示・設置しPRを図る	継続	市民生活部 (男女平等参画課)
40	Ⅱ. あらゆる分野への男女平等参画の推進	1. 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	企業や団体等における女性の参画の促進 (2)女性の参画状況の把握 企業や団体等における女性の参画状況の把握に努めます。	・労働基本調査の実施 毎年10月1日、常用労働者10人~500人未満を雇用している事業所を対象に労働基本調査を実施し、結果をホームページに掲載	継続	産業経済部 (企業立地推進室 工業労政課)
41	Ⅱ. あらゆる分野への男女平等参画の推進	1. 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	女性の人材育成 (1)人材育成の取り組み さまざまな分野で女性が参画するために、エンパワメントの学習会の開催などの取り組みを行います。	①「女性のためのエンパワーメント講座」 テーマ:コミュニケーションスキルを学ぼう~リスニングとアサーティブネス 11・12月3回開催参加者40人延べ80人 ②女性が興味関心を持つ内容の「市民塾」開催 テーマ:健康と生涯学習 7月・9月の2回	継続	①市民生活部 (男女平等参画課) ②スポーツ生涯学習部 (生涯学習推進課)

番号	基本目標	推進の方向	施策の内容	20年度実施状況	平成21年度実施及び予定	担当部署	
42	Ⅱ. あらゆる分野への男女平等参画の推進	1. 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	女性の人材育成	(2)人材情報の収集 市の審議会等への女性の登用を促進するため、地域や団体等で活躍する女性の人材の情報収集に努めます。	・関係機関や報道機関等からの情報収集に努める	継続 関係部	
43	Ⅱ. あらゆる分野への男女平等参画の推進	2. 男女の家庭生活と他の活動との両立支援	家庭生活における男女平等参画の促進と他の活動との両立支援	(1)家庭生活における男女平等参画の促進と他の活動との両立支援 家事・育児・介護等家庭生活における男女の固定的な役割分担意識の是正のための啓発を行うとともに、男女が家庭生活と他の活動を両立させるための制度等の周知に努めます。	①家庭生活に関する講座の開催 男性対象(男のキッチン)の料理講座の実施 ②家庭と仕事等の両立に関する支援制度の周知 関係機関からの情報収集及び提供	①継続 ②21世紀職業財団・苫小牧商工会議所主催の「仕事と家庭の両立支援普及促進セミナー」を後援	市民生活部 (男女平等参画課)
44	Ⅱ. あらゆる分野への男女平等参画の推進	2. 男女の家庭生活と他の活動との両立支援	家庭生活における男女平等参画の促進と他の活動との両立支援	(2)出産・育児に関する学習機会の充実 これから親になる男女に対し、妊娠から育児まで共に学ぶ機会の充実を図ります。	・パパママ教室の実施 隔月で年6回開催し、163組が参加	開催は年6回であるが、申し込みが多いため1回の定員を30名に拡大して実施。	保健福祉部 (子育て・健康支援室 健康支援課)
45	Ⅱ. あらゆる分野への男女平等参画の推進	2. 男女の家庭生活と他の活動との両立支援	家庭生活における男女平等参画の促進と他の活動との両立支援	(3)男性の職場中心の意識やライフスタイルの見直し 男性が仕事と家庭生活の調和とりながら暮らせるよう働き方や意識の見直しを進める啓発に努めます。	・啓発ポスター・パンフレットを掲示・設置しPRを図る	継続 21世紀職業財団・苫小牧商工会議所主催の「仕事と家庭の両立支援普及促進セミナー」を後援	市民生活部 産業経済部
46	Ⅱ. あらゆる分野への男女平等参画の推進	2. 男女の家庭生活と他の活動との両立支援	多様なライフスタイルに対応した子育て支援	(1)多様な保育サービスの提供 一時保育や休日保育・延長保育をはじめさまざまな形態で働く男女に配慮した多様な保育サービスの提供に努めます。	①一時保育事業3園、休日保育事業2園、延長保育事業5園で実施 ②ファミリーサポートセンター事業 提供会員110人 依頼会員517人 利用件数1,392件	継続	保健福祉部 (子育て・健康支援室 子育て支援課)

番号	基本目標	推進の方向	施策の内容		20年度実施状況	平成21年度実施及び予定	担当部署
47	Ⅱ. あらゆる分野への男女平等参画の推進	2. 男女の家庭生活と他の活動との両立支援	多様なライフスタイルに対応した子育て支援	(2)子育て支援センター・児童館の設置と利用促進 子育て支援センターや児童館を増設し、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感を緩和するなど子どもの健やかな育ちを促進します。	①子育て支援センター事業 市内3保育園で実施 ②児童館・児童センターの運営 児童センター5館・児童館1館・利用者数129,291人 錦岡児童センター新築設計	①継続 平成21年4月1日から、教育・福祉センター2階に4個所目の「とまこまい子育て支援センター」を開設 ②継続 錦岡児童センター(平成22年4月1日開館予定)	①保健福祉部 (子育て・健康支援室 子育て支援課) ②スポーツ生涯学習部 (青少年課)
48	Ⅱ. あらゆる分野への男女平等参画の推進	2. 男女の家庭生活と他の活動との両立支援	多様なライフスタイルに対応した子育て支援	(3)市立幼稚園の役割の推進 市立幼稚園においては、地域の幼児教育センター的な役割の推進に努めます。	・「子育て支援教室」と併せて「子育て相談」を、年23回程度実施	「子育てルーム」と改称し体験入園と併せて子育て相談を年18回計画し、13回実施	学校教育部 (市立はなぞの幼稚園)
49	Ⅱ. あらゆる分野への男女平等参画の推進	2. 男女の家庭生活と他の活動との両立支援	多様なライフスタイルに対応した子育て支援	(4)子どもの発達・育児などの相談の充実 子どもの発達や育児についての理解を深めるために、子育て教室や相談体制の充実を図ります。また、子育て中の親子が集まり、気軽に仲間づくりができる場の充実に努めます。	①赤ちゃん教室の実施(2か月・7か月・12か月児コース) 毎月実施し、参加者は2か月児347人、7か月児延521人、12か月児234人 ②子育てサロンの開設 市内5ヶ所で49回実施し、延べ1,187人が参加	①参加者の増加により2か月児は12回から24回に増やした。 ①、②継続	保健福祉部 (子育て・健康支援室 健康支援課)
50	Ⅱ. あらゆる分野への男女平等参画の推進	2. 男女の家庭生活と他の活動との両立支援	多様なライフスタイルに対応した子育て支援	(5)ひとり親家庭の支援 ひとり親家庭からの生活・養育相談に対応するため、専門相談員による助言・指導を行うなど相談体制の充実を図ります。	①母子自立支援員の配置 ②母子家庭自立支援給付、母子寡婦福祉資金、母子家庭等児童入学援助金、児童扶養手当の支給	継続	保健福祉部 (子育て・健康支援室 子育て支援課)
51	Ⅱ. あらゆる分野への男女平等参画の推進	2. 男女の家庭生活と他の活動との両立支援	多様なライフスタイルに対応した子育て支援	(6)障がいのある子どもに関する相談・指導体制の充実 障がいのある子どもやその家族に対して、相談や指導の支援体制の充実を図ります。	・あおぞら園における療育指導 相談件数 341件 療育指導 延指導回数 5,949回	継続	保健福祉部 (心身障害者福祉センター)

番号	基本目標	推進の方向	施策の内容	20年度実施状況	平成21年度実施及び予定	担当部署	
52	Ⅱ. あらゆる分野への男女平等参画の推進	2. 男女の家庭生活と他の活動との両立支援	多様なライフスタイルに対応した子育て支援 (7)児童虐待に関する支援 児童虐待や養育困難などの相談に対応するため専門相談員による助言・指導を行うなど相談体制の充実を図るとともに、関係機関と連携をとりながら要保護児童とその家族の支援に努めます。また、児童虐待の予防策として、育児不安や親の孤立化を防ぐための支援の充実を図ります。	①生後4か月までの全戸訪問事業の実施 1,461人に訪問し実施率は92.8% ②苫小牧市要保護児童対策地域協議会運営 代表者会議1回 実務者会議3回 ケース会議53回 ③児童相談員の配置	①生後4か月までの全戸訪問に加え、ハイリスク妊婦の早期把握と妊婦期からの支援開始のため保健所、医療機関、市町で連絡票の活用について協議し、「妊娠期養育支援連絡書」の活用を開始した。今後も、有効的な運用について協議を行う予定である。 [新]子育て支援ポイントカード事業(閉じこもりを防止するため、子育て支援事業に参加しポイントをためると景品と交換できる)乳児の全戸訪問は継続 ②③継続	①保健福祉部 (子育て・健康支援室健康支援課) ②③保健福祉部 (子育て・健康支援室子育て支援課)	
53	Ⅱ. あらゆる分野への男女平等参画の推進	3. 就労等における男女平等の確保	男女平等な雇用環境の整備	(1)男女雇用機会均等法の周知 募集・採用・配置・昇進など雇用管理での女性への差別を禁止した男女雇用機会均等法の周知に努めます。	①リーフレットやガイドブックの設置 ②広報とまこまいやホームページによる法制度の周知	継続	市民生活部 (男女平等参画課) 産業経済部 (企業立地推進室工業労政課)
54	Ⅱ. あらゆる分野への男女平等参画の推進	3. 就労等における男女平等の確保	男女平等な雇用環境の整備	(2)女性労働者の能力発揮促進 企業において、女性を積極的に活用し能力発揮の取り組みがなされるよう、関係機関と連携し啓発に努めます。	①リーフレットやガイドブックの設置 ②広報とまこまいやホームページによる法制度の周知	継続	市民生活部 (男女平等参画課) 産業経済部 (企業立地推進室工業労政課)
55	Ⅱ. あらゆる分野への男女平等参画の推進	3. 就労等における男女平等の確保	男女平等な雇用環境の整備	(3)セクシャル・ハラスメント防止の啓発と相談窓口の周知 労働環境を悪化させるセクシャル・ハラスメントの防止の啓発と相談窓口の周知に努めます。	①リーフレットやガイドブックの設置 ②広報とまこまいやホームページによる法制度の周知	継続	市民生活部 (男女平等参画課) 産業経済部 (企業立地推進室工業労政課)
56	Ⅱ. あらゆる分野への男女平等参画の推進	3. 就労等における男女平等の確保	男女平等な雇用環境の整備	(4)男女雇用機会均等法に基づく紛争解決援助制度の周知 職場における男女差別など男女雇用機会均等法に基づく労働者と事業主の間の紛争解決のための援助など制度の周知に努めます。	①リーフレットやガイドブックの設置 ②広報とまこまいやホームページによる法制度の周知	継続	市民生活部 (男女平等参画課) 産業経済部 (企業立地推進室工業労政課)

番号	基本目標	推進の方向	施策の内容	20年度実施状況	平成21年度実施及び予定	担当部署
57	Ⅱ. あらゆる分野への男女平等参画の推進	3. 就労等における男女平等の確保	男女平等な雇用環境の整備 (5)育児・介護休業法や働く女性の健康管理制度の周知 育児・介護休業法や働く女性の母性保護や母性健康管理制度の周知に努めます。	①リーフレットやガイドブックの設置 ②広報とまこまいやホームページによる法制度の周知	継続	市民生活部 (男女平等参画課) 産業経済部 (企業立地推進室 工業労政課)
58	Ⅱ. あらゆる分野への男女平等参画の推進	3. 就労等における男女平等の確保	女性の就業機会の拡大 (1)女性の再就職支援 結婚・育児・介護などを理由として退職した女性の再就職支援のため、関係機関と連携し相談や学習機会の充実に努めます。	①再就職準備セミナーの実施 21世紀職業財団との共催により開催 10月参加21人 ②【新】苫小牧公共職業安定所主催のマザーズハローワーク事業を共催 「マザーズパソコンセミナー」11・2月開催参加18人延べ86人 「マザーズマナーセミナー」11・3月開催参加13人	①②継続 ③公共職業安定所が設置した「子育て女性等の就職支援協議会」に参加、関係機関との連携を図っていく	①②市民生活部 (男女平等参画課) ③関係部
59	Ⅱ. あらゆる分野への男女平等参画の推進	3. 就労等における男女平等の確保	女性の就業機会の拡大 (2)再就職や就業形態に関する情報収集・提供 再就職や起業を目指す女性のための情報や在宅勤務・SOHOなどの新しい就業形態の情報の収集と提供に努めます。	①関係機関と連携した情報収集 ②啓発ポスター・パンフレットを公共施設に設置しPRを図っている	継続	市民生活部 (男女平等参画課)
60	Ⅱ. あらゆる分野への男女平等参画の推進	3. 就労等における男女平等の確保	多様な働き方における労働環境の整備 (1)パートタイム労働に関する情報提供と実態の把握 企業や労働者への短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(パートタイム労働法)の周知や、関連情報の提供を関係機関と連携し行います。また、企業の協力を得て、実態の把握に努めます。	①リーフレットの設置・広報掲載 ②労働基本調査の実施	継続	①市民生活部 (男女平等参画課) ②産業経済部 (企業立地推進室 工業労政課)
61	Ⅱ. あらゆる分野への男女平等参画の推進	3. 就労等における男女平等の確保	多様な働き方における労働環境の整備 (2)農業・水産業・商工自営業等における女性の参画促進 雇用の形態をとらない農業や漁業、商工自営業において、男女が共に生産や経営に重要な役割を担っていることから、経営や方針決定への女性の参画推進を図ります。	・農水産業は昔から家主を中心とした家族経営が圧倒的に多い産業である。しかし、現実には男だけでは成り立たない職域であり、経営にも参画している女性農業者は沢山いるが、多くの女性が平等参画することはなかなか難しい。 農林水産省でも農産漁村における男女共同参画社会の形成促進を進めるため、全国を対象とした「女性農業者リーダー全国会議」「明日の農産漁村を担う女性表彰」などの施策を行なっている。 苫小牧市独自の取組みは行っていないが、最近の農業界における女性の存在は大きく、農業先進地では家族経営協定により女性も共同経営者として対等に経営参加するケースも増えている。	未定	産業経済部 (農業水産課)

番号	基本目標	推進の方向	施策の内容	20年度実施状況	平成21年度実施及び予定	担当部署
62	Ⅱ. あらゆる分野への男女平等参画の推進	4. 地域社会への男女平等参画の促進	地域社会への男女平等参画の促進 (1)地域活動への男女平等参画の促進 男女が生き生きと暮らすことができる地域社会をつくるため、町内会やPTA、ボランティアなどの活動への参画を促進します。	ボランティア講座の開催 ・「老いを楽しむ～お父さんのための地域デビュー講座2008」を11月7・14・21・28日の4回開催し男の自立に向けたサードエイジの学びや調理実習、社会参加について学ぶ(受講者9人) ・市民大学講座「北海道大学講座」により学習ボランティアの基礎を学び、イベントを企画・運営するボランティア活動を実践 開講平成21年1月24日(土)・25日(日)(受講者 6名) イベント開催「アイビーひなまつり展」3月1日(日)(参加者13人)	継続	スポーツ生涯学習部 (文化交流センター)
63	Ⅱ. あらゆる分野への男女平等参画の推進	4. 地域社会への男女平等参画の促進	地域社会への男女平等参画の促進 (2)地域社会への男女平等参画の重要性の啓発 町内会やPTAなど地域活動に男女が共に参画し、共に責任ある役割を担う重要性について理解を深めてもらうよう努めます。	・関係団体の協力による参画促進の啓発 男女平等参画情報誌の配布、講座・講演会等の広報周知やちらしの配布などによる情報提供	継続	関係部 市民生活部 (男女平等参画課)
64	Ⅱ. あらゆる分野への男女平等参画の推進	4. 地域社会への男女平等参画の促進	防災分野への男女平等参画の促進 (1)地域防災における男女平等参画の促進 防災や災害復興において男女のニーズを考慮し、女性の視点を生かした地域防災組織の活動を促進します。また、地域で活動する消防団においては、女性の参画を促進し地域住民に対する防火指導や啓発活動に努めます。	①地域防災組織の支援 自主防災組織活動補助金として11団体に計279,000円助成 ②女性消防団員の活動促進 救命講習会、高齢者世帯訪問及び幼稚園等の園児を対象に防火教室を実施	継続	①市民生活部 (危機管理室) ②消防本部
65	Ⅱ. あらゆる分野への男女平等参画の推進	4. 地域社会への男女平等参画の促進	防災分野への男女平等参画の促進 (2)防災に関する学習機会の提供 防災の分野において男女が共に活躍するため防災セミナーなど学習機会の充実に努めます。	①市民防災講座の開催 平成21年2月に市民防災講座を開催(3日間) 受講者84名(延べ319名) ②救命講習会の開催 応急手当指導員(女性)10名を救急隊員の補助として、救命講習会を開催	①継続 ②応急手当指導員(女性)を新たに3名増員し、13名体制とし、年間56回の普通救命講習会を実施、以降活動を継続する。	①市民生活部 (危機管理室) ②消防本部
66	Ⅱ. あらゆる分野への男女平等参画の推進	4. 地域社会への男女平等参画の促進	男女平等参画の視点を生かした国際交流の促進 (1)異文化・価値観の多様性を理解するための学習機会の充実 男女平等参画の推進が世界の動きと連動していることから国際的認識を深めるため、学校教育、社会教育において異文化や価値観の多様性の理解を深める学習機会の充実に努めます。	①生涯学習施設における外国語講座の開催 1)コミュニティセンターで外国語講座5講座開催 韓国語講座開催(前期・後期2回開催参加者41人延べ350人) 英会話講座開催(前期1回参加者9人延べ59人) 3)15歳以上35歳以下の勤労青少年を対象に英会話講座の実施(3講座36回) 4)英会話講座開催(前期・後期2回開催参加者36人) ②外国語指導助手の活用 3人(アメリカ人、カナダ人、ニュージーランド人)	継続	①1)市民生活部 (各コミュニティセンター) ①2)市民生活部 (女性センター) ①3)スポーツ生涯学習部 (勤労青少年ホーム) ①4)スポーツ生涯学習部 (文化交流センター) ②学校教育部 (指導室)

番号	基本目標	推進の方向	施策の内容	20年度実施状況	平成21年度実施及び予定	担当部署	
67	Ⅱ. あらゆる分野への男女平等参画の推進	4. 地域社会への男女平等参画の促進	男女平等参画の視点を生かした国際交流の促進	(2)「草の根」国際交流の実現 姉妹・友好都市市民とのホームステイ交流や外国籍市民とのふれあいを通じ、国際理解を深め「草の根」国際交流を推進します。	①苦小牧市国際交流ボランティア登録制度の推進 6人新規登録 ボランティアを活用した各種事業の実施 ・駒澤大学短期研修生ホームステイ ・ネーピア市高校生ホームステイ ②在苦外国人との交流会 年2回の交流会の実施 1回目:31人参加 2回目:47人参加	継続	総合政策部 (政策推進室 市民自治推進課)
68	Ⅲ. 健康で生き生きと暮らせる環境の整備	1. 生涯にわたる健康づくりの推進	男女の健康の保持・促進	(1)健康管理や病気予防対策の充実 市民の心身の健康管理や病気予防のため、各種健康診断の受診向上と予防対策や相談体制の充実を図ります。	①特定健康診査・特定保健指導 対象者 40歳～74歳 健康診査受検料助成事業 ・人間ドック 定員300名 助成13,860円 ・脳ドック 定員165名 助成16,000円 ・PET/CTがん検診 定員100名 助成62,000円 ②各種がん検診、健康教室の開催、健康相談、健康講話の実施 受診数 胃がん1,983人 肺がん7,432人、大腸がん3,982人、子宮がん2,798人、乳がん1,963人 健康教室 12回延26回開催し延797人参加 健康相談 36回開催し197人参加 健康講話 7回実施し283人参加	①健康診査受検料助成事業 ・人間ドック 定員300名を320名に増 ②「女性特有のがん健診推進事業」子宮がん、乳がん検診の対象者のうち、特定年齢者に対して検診無料クーポン券を送付し、受診促進を図った。対象者は子宮がん5,557人、乳がん6,374人。 その他の事業については、継続	①市民生活部 (国保課) ②保健福祉部 (子育て・健康支援室 健康支援課)
69	Ⅲ. 健康で生き生きと暮らせる環境の整備	1. 生涯にわたる健康づくりの推進	男女の健康の保持・促進	(2)生活習慣・食生活の改善指導 健康的な生活習慣の普及や食生活の改善・指導など健康づくりを進めます。	①生活習慣病予防料理ほか健康講座の実施 生活習慣病予防料理教室 年3回 定員各30名 太極拳講習会 8回コース年1回 定員60名 ②各種がん検診、健康教室の開催、健康相談、健康講話の実施 受診数 胃がん1,983人 肺がん7,432人、大腸がん3,982人、子宮がん2,798人、乳がん1,963人 健康教室 12回延26回開催し延797人参加 健康相談 36回開催し197人参加 健康講話 7回実施し283人参加	①生活習慣病予防料理教室 年3回を年4回に増 No.68②に同じ	①市民生活部 (国保課) ②保健福祉部 (子育て・健康支援室 健康支援課)
70	Ⅲ. 健康で生き生きと暮らせる環境の整備	1. 生涯にわたる健康づくりの推進	男女の健康の保持・促進	(3)スポーツ活動の推進 スポーツを生活に取り入れるなど体力づくりのための活動を支援します。	・健康づくり、体力づくり等の講座の開催 総合体育館をはじめ各スポーツ施設において年代に応じた各種スポーツ教室及び氷上スポーツ育成事業、歩こう！イキイキ健康大作戦を実施	継続	スポーツ生涯学習部 (スポーツ課)

番号	基本目標	推進の方向	施策の内容	20年度実施状況	平成21年度実施及び予定	担当部署
71	Ⅲ. 健康で生き生きと暮らせる環境の整備	1. 生涯にわたる健康づくりの推進	男女の健康の保持・促進 (4)リプロダクティブ・ヘルス/ライツに基づく健康支援 リプロダクティブ・ヘルス/ライツの考え方に配慮した女性の生涯を通じた健康支援を行います。	・各種がん検診、健康教室の開催、健康相談、健康講話の実施 受診数 胃がん1,983人 肺がん7,432人、大腸がん3,982人、子宮がん2,798人、乳がん1,963人 健康教室 12回延26回開催し延797人参加 健康相談 36回開催し197人参加 健康講話 7回実施し283人参加	No.68②に同じ	保健福祉部 (子育て・健康支援室 健康支援課)
72	Ⅲ. 健康で生き生きと暮らせる環境の整備	1. 生涯にわたる健康づくりの推進	男女の健康の保持・促進 (5)女性の健康に関わる問題の情報収集・提供 女性の健康をおびやかす諸問題に関し情報収集と提供に努めます。	・各種がん検診、健康教室の開催、健康相談、健康講話の実施 受診数 胃がん1,983人 肺がん7,432人、大腸がん3,982人、子宮がん2,798人、乳がん1,963人 健康教室 12回延26回開催し延797人参加 健康相談 36回開催し197人参加 健康講話 7回実施し283人参加	No.68②に同じ (男女平等参画課)男女平等参画講座として「女性の尿もれ予防」をテーマに講座開催	保健福祉部 (子育て・健康支援室 健康支援課)
73	Ⅲ. 健康で生き生きと暮らせる環境の整備	1. 生涯にわたる健康づくりの推進	妊娠・出産等に関する健康支援 (1)妊娠・出産の諸制度の周知と健康指導 妊娠・出産期の諸制度の周知に努め、健康指導と相談体制の充実を図ります。	・母子手帳交付時の情報提供と指導 母子手帳交付数1,630人 母子手帳交付時に、窓口で保健師、看護師が諸制度の情報提供を行った。また「妊婦問診票」によりハイリスク妊婦を早期に把握し継続支援につなげた。	継続予定	保健福祉部 (子育て・健康支援室 健康支援課)
74	Ⅲ. 健康で生き生きと暮らせる環境の整備	1. 生涯にわたる健康づくりの推進	妊娠・出産等に関する健康支援 (2)妊婦検診等母子保健事業の充実 妊婦検診や乳幼児検診などの各種検診と保健指導の充実を努めます。	・妊婦健康診査の助成、乳幼児検診、検診の事後教室 ①妊婦健康診査の助成を2回から5回へ、超音波検査を全妊婦1回へ拡大した。 ②母親教室や乳幼児健診(平均受診率96%)の実施 ③1才6か月健診事後教室72回延680人、3歳児健診事後教室24回延106人参加	妊婦健康診査の助成を5回から14回へ、超音波検査を1回から4回へ拡大。 その他の事業については、継続	保健福祉部 (子育て・健康支援室 健康支援課)
75	Ⅲ. 健康で生き生きと暮らせる環境の整備	1. 生涯にわたる健康づくりの推進	医療体制の充実 性が尊重された医療体制 生涯にわたり健康に暮らすために、市立病院において、医療の充実に努めるとともに、女性が受診しやすい環境の整備に努めます。	女性にやさしい医療の提供 ①プライバシーに配慮した中待合 産科外来の中待合と診察室の間をカーテンで仕切りプライバシー保護を図った ②女性医師・女性技師の採用 女性医師1名及び女性診療放射線技師1名を採用 ③女性スタッフによるマンモグラフィー、心エコー、心電図などの生理検査の実施	・女性医師5名を採用 ・4月から助産師外来を開設	市立病院

番号	基本目標	推進の方向	施策の内容	20年度実施状況	平成21年度 実施及び予定	担当部署
76	Ⅲ. 健康で 生き生きと 暮らせる環 境の整備	2. 高齢者等 が安心して 暮らすため の環境の整 備	高齢者や 障がい者 が安心して 暮らせる環 境整備	<p>(1)高齢者に対する福祉の整備 高齢者が健康で生き生きとした生活を送るため、保健・医療・生きがい対策や介護予防システム施策に努め、介護サービスの整備及び質的向上を図り、介護に関する相談体制の充実を図ります。</p> <p>①地域包括支援センターとの連携 地域包括支援センターを3ヶ所、地域包括支援センター支所を3ヶ所配置 ②特定高齢者把握委託事業 3,188件訪問、生活機能評価受診数9,969件から特定高齢者2,545人把握 ③通所型介護予防事業「はつらつ教室」 8会場、24コース実施。実施人数：実147人、延5,274人 ④訪問型介護予防事業 実施人数：実11人、延71人 ⑤地域介護予防活動支援事業 げんき倶楽部(9会場)、自主グループ・団体支援、介護予防講師派遣事業 開催回数：214回 実施人数：2,846人 ⑥介護予防普及啓発事業 出前講座、介護予防講座、認知症サポーター養成講座、地域介護予防教室 開催回数：65回 実施人数：1,910人 ⑦在宅老人給食サービス 3,298人に76,438食を配食 ⑧住宅改修費支給 147件294,000円を支給 ⑨寝たきり老人紙おむつ給付 2,405人に73,160セットを給付 ⑩家族介護慰労金支給 該当者なし</p> <p>⑪老人福祉センターの移転改築 旧市立総合病院南棟の改修工事が完了し、平成21年3月23日、同4月1日にオープンする苫小牧市教育・福祉センターへ移転 ○改修事業費 721,709,837円</p> <p>⑫老人医療費助成事業 65歳から69歳の高齢者の入院にかかる医療費の助成</p>	<p>①～⑩継続</p> <p>⑪平成21年4月1日高齢者福祉センターとして名称を変更しオープン 利用者延べ32,555人(4～12月)</p> <p>⑫継続</p>	<p>①～⑩保健福祉部 (高齢者支援室 介護福祉課)</p> <p>⑪保健福祉部 (高齢者福祉センター)</p> <p>⑫保健福祉部 (医療支援課)</p>

番号	基本目標	推進の方向	施策の内容	20年度実施状況	平成21年度実施及び予定	担当部署
77	Ⅲ. 健康で生き生きと暮らせる環境の整備	2. 高齢者等が安心して暮らすための環境の整備	高齢者や障がい者が安心して暮らせる環境整備 (2)障がい者の福祉と家族への支援 重度の障がい者とその家族に対する自立支援給付や地域生活支援事業による福祉サービスの支援体制の充実に努めます。	①自立支援給付 訪問系 1,547件 55,704,223円 その他 2,959件 42,445,915円 日中活動系 3,606件 295,739,443円 居住系 1,384件 79,347,967円 旧法施設支援(入所) 3,744件 830,827,131円 旧法施設支援(通所) 2,205件 293,792,978円 特別障害者特別給付 3,553件 61,886,901円 計 18,998件 1,659,744,548円 ②地域生活支援事業 移動支援 3,585.5H 8,416,594円 日中一時支援 639回 2,061,690円 移動入浴車派遣 508回 6,208,700円 更生訓練費 118回 260,400円 日常生活用具(成人)1,406件 29,779,939円 日常生活用具(児童) 129件 3,347,891円 自動車免許取得・改造 8件 785,000円 コミュニケーション支援等 817,240円 地域活動支援センター補助 24,000,000円	継続	保健福祉部 (社会福祉課)
78	Ⅲ. 健康で生き生きと暮らせる環境の整備	2. 高齢者等が安心して暮らすための環境の整備	高齢者や障がい者が安心して暮らせる環境整備 (3)高齢者や障がい者にやさしいまちづくり 高齢者や障がい者が社会生活を安全快適に送ることができるよう、各種サービス提供機関や居住空間、公共施設の整備に努め、高齢者等にやさしいまちづくりを推進します。	①コミュニティセンター体育館の高齢者無料利用 70歳以上の高齢者等の体育館一般利用を無料とした(平成19年度～) ②公共施設、道路、公園等のバリアフリー化の実施	①継続 ②継続	①市民生活部 (市民生活課) ②関係部
79	Ⅲ. 健康で生き生きと暮らせる環境の整備	2. 高齢者等が安心して暮らすための環境の整備	高齢者や障がい者の社会参画の促進 (1)高齢者の社会参画支援 高齢者が知識や経験を生かしたボランティア活動や地域活動、就労などさまざまな分野に活躍できるよう社会参画の支援に努めます。	①(社) 苫小牧市シルバー人材センター補助金 補助金として1,170万助成 ②町内会運営費支援 市内84の町内会組織へ運営費支援(助成金)	①継続(国の補助執行方針により金額検討) ②継続	①産業経済部 (企業立地推進室 工業労政課) ②市民生活部 (市民生活課)
80	Ⅲ. 健康で生き生きと暮らせる環境の整備	2. 高齢者等が安心して暮らすための環境の整備	高齢者や障がい者の社会参画の促進 (2)高齢者の学習機会の充実 長生大学やスポーツなど積極的に参加できるよう学習機会の充実に努めます。	長生大学の実施 ・5大学375人の学生が延べ129の講座で学ぶ ・大学内にある7つのクラブ活動で延べ200人の学生が交流 ・多くの学生が市内の幼稚園、小学校及びたぐさんの社会施設、事務所、工場等で交流及び学習	継続	スポーツ生涯学習部 (文化交流センター)
81	Ⅲ. 健康で生き生きと暮らせる環境の整備	2. 高齢者等が安心して暮らすための環境の整備	高齢者や障がい者の社会参画の促進 (3)障がい者の就労支援 障がい者が地域で生きがいをもって自立した生活を送るため、能力を發揮し、適性や身体の状況に応じ多様な働き方を可能にする支援の充実に努めます。	・就労相談員の配置 平成20年4月1日から就労相談員を配置し、障害者の個別相談を受け、ハローワークや苫小牧心身障害者職親会などと連携し幅広く対応、就労支援体制の強化を図り相談後雇用に結びついた実績は27名(福祉的雇用等含)	継続	保健福祉部 (社会福祉課)